様式第１号（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 旅館業事前審査申出書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日（宛先）　　大津市保健所長大津市旅館業指導要綱第３条の規定により、事前審査を申し出ます。 | 受　付　欄 |
|  |
| 申出者 | ふりがな氏　　名 | 年　　月　　日生 |
| 住　　所 | 〒電話（　　　　）　　　－ |
| ふりがな施設の名称 |  |
| 施設の所在地 | 〒電話（　　　　）　　　－ |
| 営業の種別 | □　旅館・ホテル営業　　□　簡易宿所営業　　□　下宿営業 |
| 建築等工事予定期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 営業開始予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 旅館業法第３条第２項各号に該当することの有無 | □　有　（旅館業法第３条第２項第　　号該当）参考旅館業法第３条第２項（抜粋）⑴　心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの　　旅館業法施行規則第１条の２　　　法第３条第２項第１号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者⑶　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者⑷　第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（第８号において「暴力団員等」という。）⑹　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの⑺　法人であって、その業務を行う役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの⑻　暴力団員等がその事業活動を支配する者□　無 |
| 施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第３条第３項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の有無（有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離） | □　有　　　　　□　無施設名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）距離（　　　　　ｍ） |
| 大津市旅館業法施行条例別表第２第５項第１号に掲げる区域に該当することの有無（有の場合にあっては、施設の名称及び敷地までの距離） | □ 有　　　　　　　　　　　　　　　□ 無施設名称（　　　　　　　　）、距離（　　　ｍ） |
| 大津市旅館業法施行条例別表第２第５項第２号の地域に該当することの有無 | □ 有　　　　　　　　　　　□ 無 |
| 施設の構造設備の概要 | 別紙のとおり |

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

　２　申出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

　３　添付書類

　　(1)　縮尺100分の１程度の立面図及び各階平面図

　　(2)　営業施設の付近見取図（営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲100メートル及び200メートルの距離を示す線並びに当該施設の周囲おおむね300メートルの区域内にある法第３条第３項各号及び大津市旅館業法施行条例別表第２第５項第１号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの）

(3)　施設の配置図（敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの）

(4)　申出者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し

(5)　その他保健所長が必要と認める書類